

令和6年度 長商工第96号

市道宮豊国神社線他2線道路詳細設計業務委託

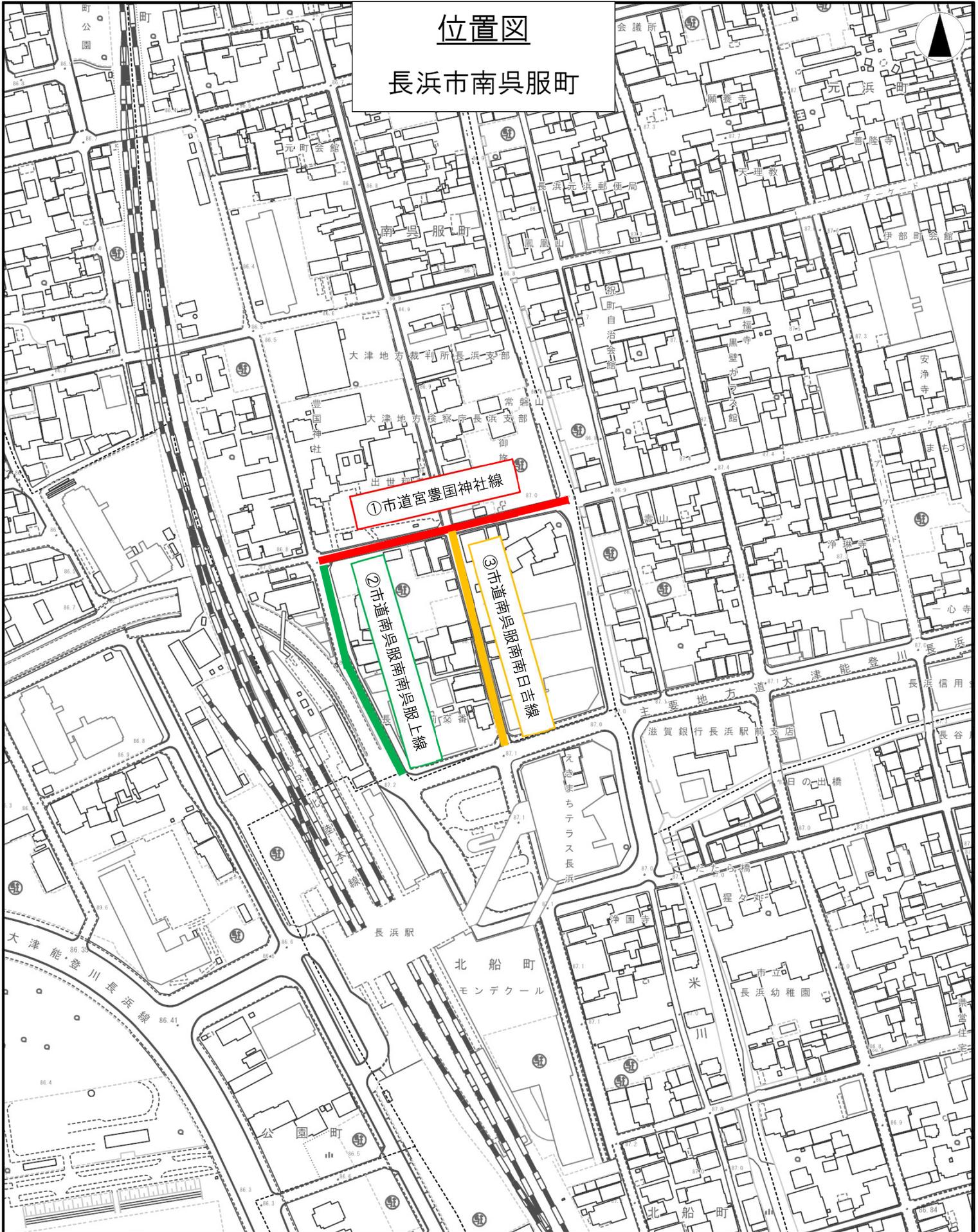
仕 様 書

長浜市産業観光部商工振興課

(長浜市都市建設部都市計画課)

位置図

長浜市南呉服町



1/2500



市道宮豊国神社線他2線道路詳細設計業務委託 特記仕様書

委託番号 令和6年度 長商工第96号

委託業務の名称 市道宮豊国神社線他2線道路詳細設計業務委託

委託業務の場所 長浜市南呉服町

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月滋賀県土木交通部）令和3年一部改訂」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

第3条 その他の特記事項

1. 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
2. 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

第4条 【適用及び定義】

本特記仕様書は、「市道宮豊国神社線他2線道路詳細設計業務委託」に適用するものとする。

本特記仕様書に述べる発注者とは長浜市をいい、受注者とは本業務の受注者をいう。

第5条 【目的】

本業務は、市道宮豊国神社線他2線の改良を目的とした道路詳細設計(B)、消雪設計を行うものとする。

第6条 【準拠する法令等】

本業務は、特記仕様書によるほか、下記の法令に準拠し実施するものとする。

- (1) 土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部 令和2年10月）
- (2) その他関係法令、規則等

第7条 【業務場所】

業務場所は、長浜市南呉服町で、別添位置図に示すとおりである。

第8条 【提出書類】

本業務に先立ち受注者は、下記の書類を作成し、発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 技術者通知書・経歴書
- (5) その他発注者が指示する書類

第9条 【打合せ協議等】

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納入時の計7回行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せには、主任技術者が立会うものとする。

第10条 【工程管理】

受注者は、工程表を変更する必要がある場合で、その内容が重要なときは、その都度変更した工程表を提出し、承認を得なければならない。

第11条 【履行期間】

本業務の実施においては、進捗管理の徹底、履行期限の厳守、監督職員と十分に協議調整を図るものとする。

第12条 【疑義】

本業務内容において疑義が生じた場合は、監督職員と十分に協議して指示を受けるものとする。

第13条 【契約変更】

本業務において数量等に増減が生じた場合は、発注者及び受注者協議のうえ契約変更を行うものとする。なお、軽微な増減については、その対象としない。

第14条 【資料等の貸与及び返却】

(1) 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

(2) 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

(3) 受注者は貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

貸与する資料等は次のとおりとする。

資料等の名称	貸与場所	返納場所	摘要
市道南呉服南南呉服上線他 路線測量業務委託 報告書	都市計画課	都市計画課	長浜市

※記憶媒体による貸与とする。

第15条 【地元関係者との交渉等】

受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

第16条 【土地への立入り等】

本業務で現地に立ち入る場合は、特に言動等に注意し、住民とのトラブルを起こすことがないように慎重な態度で業務遂行に当たらなければならない。また、調査位置が人家に近接する作業であるため、委託標示板、作業中標示等を設置して安全に努めること。なお、標示の内容については事前に監督職員の確認を得るものとする。

作業にあたり植物等の伐採または工作物等の一時使用を行う場合は、監督職員に確認の上その所有者または占有者の承諾を得て行うものとする。

第17条 【損害賠償】

受注者は業務遂行中の事故及び第三者に与えた損害が生じた場合、速やかに発注者に報告し、すべての処理を受注者の責任において行うものとする。

第18条 【機密の保持】

受注者は本業務に係わる一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。

第19条 【再委託の禁止】

受注者は、受託業務の主要な作業を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。

ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。

受注者は、前項ただし書きの規定により、あらかじめ発注者の承認を受けるときは、第三者との契約書等に個人情報の保護に必要な書類を明記し、発注者にその契約書等の写しを提出するものとする。

第20条 【成果物の提出】

成果物の内、以下に示す成果については、作業完了後部分引渡しを行うものとする。

- (1) 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (2) データ（報告書、図面、写真等）・・・・・・・・・・ 2部
- (3) その他監督職員が指示するもの。

第21条 【不当介入に関する通報制度の徹底について】

長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行い誓約書を提出させるものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第22条 【その他】

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

以 上

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書滋賀県長浜警察署長 様
長 浜 市 長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏 名		
		役 職		
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時 ・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-	
		FAX ()	-	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

(下請負人用)

誓 約 書

(あて先)

長浜市長 浅見宣義

住所：_____

商号または名称：_____

代表者 職・氏名：_____ 印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (ア) 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 長浜市から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を長浜警察署及び木之本警察署に提供することに同意します。
- 3 下請負人等を使用する場合において、長浜市から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を徴し、元請負人を通じて長浜市に提出します。